

# 内子町空家等対策計画

平成 31 年 4 月策定  
(令和 6 年 3 月改訂)  
(令和 7 年 4 月改定)

内子町

序章	計画の位置付け	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付けについて	2
3	計画期間	2
第1章	空き家の現状・原因・課題	
1	住宅・土地統計調査による空き家の現状	3
	(1) 全国の概況	3
	(2) 内子町の空き家の状況	4
	(3) 内子町の住宅ストック	5
2	空家等実態調査	6
	(1) 調査の内容	6
	(2) 空家等件数・空家率	6
	(3) 空家等分布率	7
	(4) 地区ごとの空家等件数、空家率	8
	(5) 老朽度・危険度のランク別空家等件数と割合	9
3	空き家の増加の背景及び原因について	10
	(1) 人口減少・過疎化	10
	(2) 核家族化に伴う新規住宅の取得	10
	(3) 新築価格の高騰と既存住宅ストック施策への転換	13
第2章	空家等に関する総合的な対策	
1	空家等に関する対策の基本的方針等について	14
	(1) 基本理念	14
	(2) 空家等に関する対策の対象とする地区について	15
	(3) 空家等に関する対策の対象とする空家等の種類	15
	(4) 空家等に関する施策の対象等	16
2	空家等の調査について	18
	(1) 空家等の所在等の調査について	18
	(2) 特定空家等に該当するか否かを判定するための調査について	19
3	空家等に関する相談体制等について	20
	(1) 庁内の相談体制について	20
	(2) 他の機関や外部関係団体との連携	21
	(3) 空家等管理活用支援法人の指定	22
第3章	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等	
1	管理不全空家等及び特定空家等と判断するための判定基準	22
2	管理不全空家等及び特定空家等の判断と措置 (内子町空家等対策協議会への諮問)	23

(1) 所有者等への情報提供、助言（事前通知）〔空家法第12条〕	23
(2) 管理不全空家等の判断と措置〔空家法第13条〕	23
(3) 指導〔空家法第13条第1項〕	23
(4) 勧告〔空家法第13条第2項〕	23
(5) 特定空家等の判断と措置〔空家法第22条〕	23
(6) 立入調査（詳細調査）〔空家法第9条〕	24
(7) 特定空家等の判定	24
(8) 助言・指導〔空家法第22条第1項〕	24
(9) 勧告〔空家法第22条第2項〕	24
(10) 命令〔空家法第22条第3項〕	24
(11) 行政代執行〔空家法第22条第9項〕	25
(12) 略式代執行〔空家法第22条第10項〕	25
(13) 緊急代執行〔空家法第22条第11項〕	25
(14) 所有者等が不明などの場合の対応	25
3 空家等の除却補助制度	27
第4章 適正管理・利活用・発生抑制対策	
1 所有者等に対する空家等の適正管理等の促進	28
2 空家等の活用の促進に関する事項	28
(1) 内子町空き家バンクの充実	28
(2) 移住者のための住宅改修支援について	28
(3) 空き店舗等の活用について	29
(4) 木造住宅耐震診断・改修事業について	29
(5) 空き家の活用について	30
(6) その他	30
3 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	31
(1) ホームページによる公表	31
(2) 補助金・融資制度について	31
資料編	
1 空家等対策の推進に関する特別措置法	32

## 序 章 計画の位置付け

---

### 1 計画策定の背景

---

人口減少や少子・高齢化の急速な進展、社会的ニーズの変化等により、全国的に空き家が増加している。増加する空き家のうち、管理不十分な空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑みて、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が公布され、平成27年5月26日に特定空家等に対する措置等の施行により完全施行された。

その後も、空家等の数は増加を続けており、今後、更に増加が見込まれることを踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却といった法施行後に進めてきた取組を一層円滑化するとともに、周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階から空家等の活用や適切な管理を確保するなど、総合的な対策強化を図るため、令和5年6月14日に、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第50号）が公布された。同年12月13日には、同法による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。

これにより市町村は、空家法第13条各項の規定に基づき、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、「管理不全空家等」の所有者に対して、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導等を行うことが可能となった。

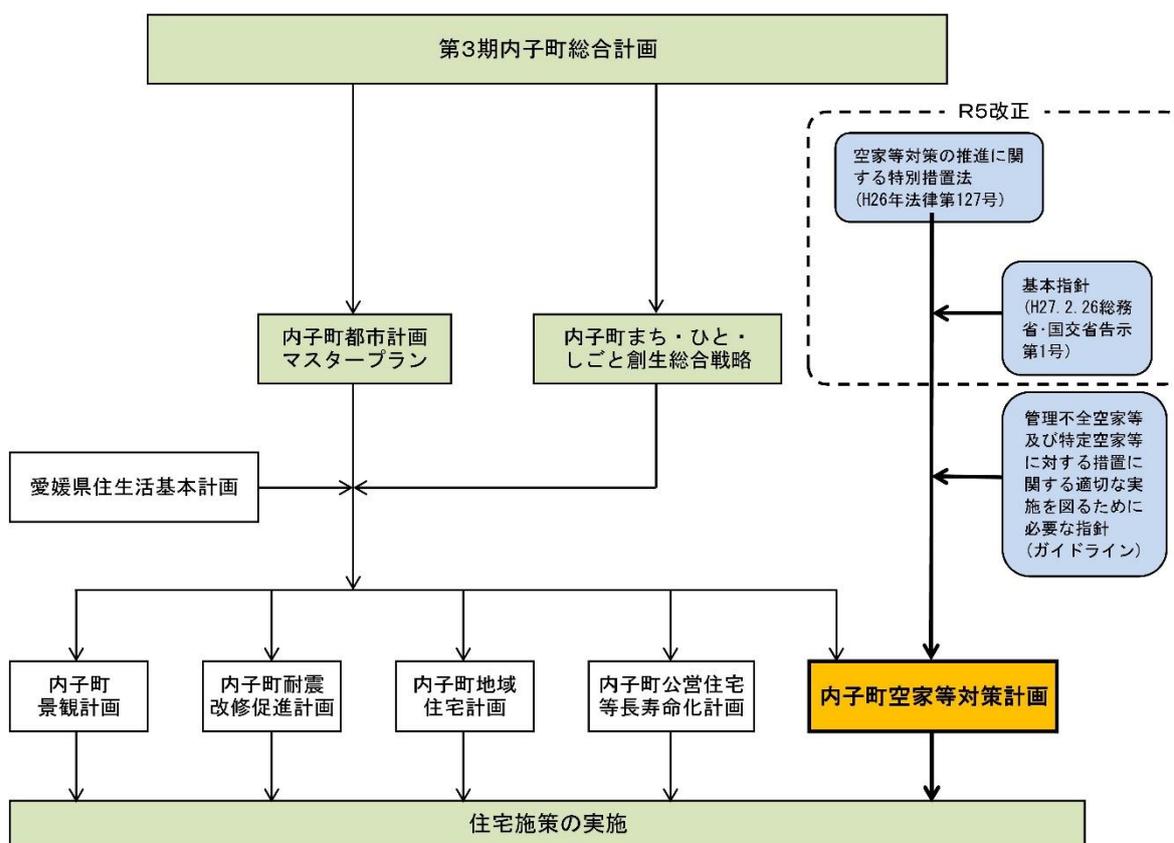
加えて、空家法第22条各項の規定に基づき、空家等の内そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあるものとして「特定空家等」と判断した場合、所有者等に対し周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、指導等を行うことが可能となっている。

以上のことから、本町においては、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、町民の良好な生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進し、空家等の有効活用により地域の活性化を図るため、「内子町空家等対策計画」を改定し、総合的かつ計画的に実施していくこととする。

## 2 計画の位置付けについて

本計画は、空家法第7条第1項に規定する、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して定めることのできる「空家等対策計画」とする。

また、第3期内子町総合計画や、内子町地域住宅計画等の長期計画の住宅施策の方針に沿って、空家対策を実施するものとし、以下に本計画の位置付けを示す。



## 3 計画期間

令和7年度～令和16年度（10年間）とする。

なお、町内の空家等の状況や空家等対策施策の進捗状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとする。

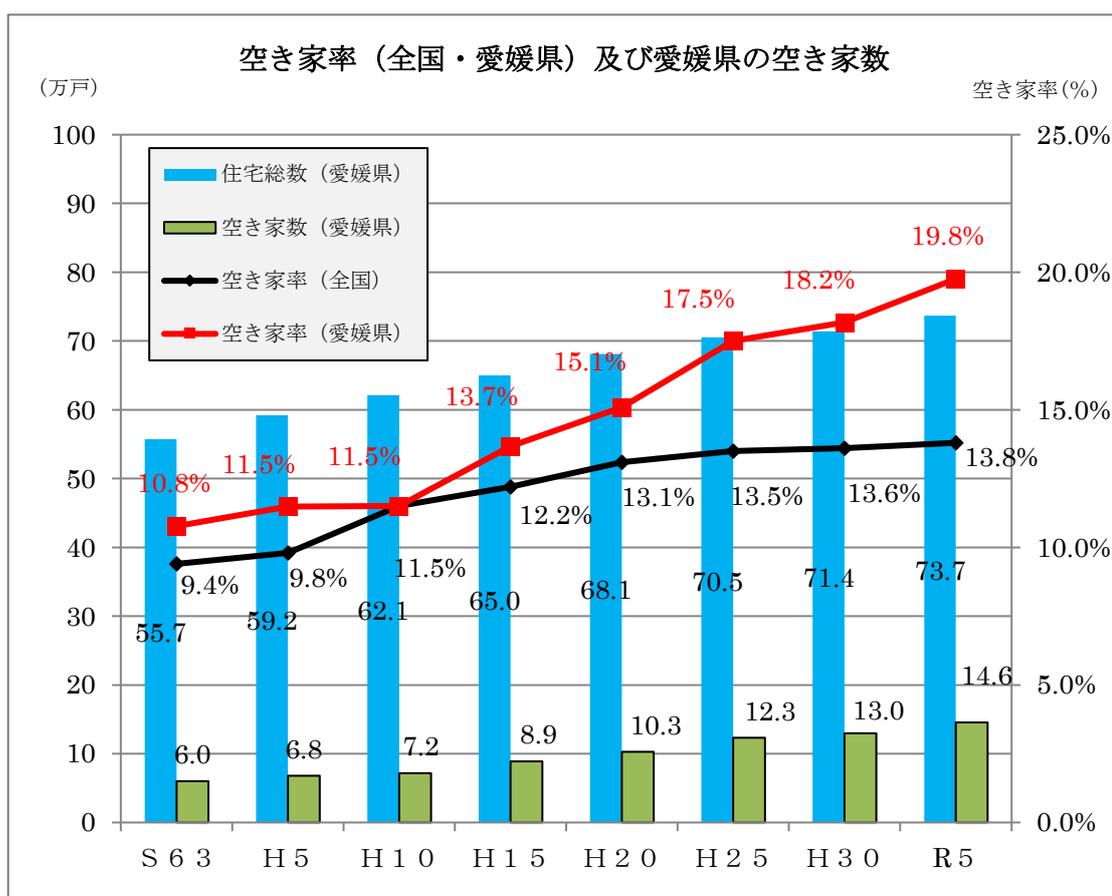
## 第1章 空き家の現状・原因・課題

### 1 住宅土地統計調査による空き家の現状

#### (1) 全国の概況

総務省が公表した R5 住宅・土地統計調査（確報値）によると、令和 5 年 10 月 1 日現在における全国の住宅総数は約 6,502 万戸で、5 年前（H30）に比べ約 261 万戸増加（増加率：4.2%）となっており、その内、空き家については約 820 万戸で、5 年前（H30）に比べ約 63 万戸増加（増加率：8.3%）となり、空き家数、空き家率共に過去最高となった。

愛媛県においては、住宅総数は約 73.7 万戸で、5 年前（H30）に比べ約 2.3 万戸増加（増加率：3.2%）となっており、空き家総数は約 14.6 万戸で、5 年前（H30）に比べ約 1.3 万戸増加（増加率：12.3%）となり、全国と同様、空き家数、空き家率共に過去最高となった。また、住宅総数に対する空き家総数の割合は 19.8%であった。これは全国第7位であり、依然高い空き家率となっている。

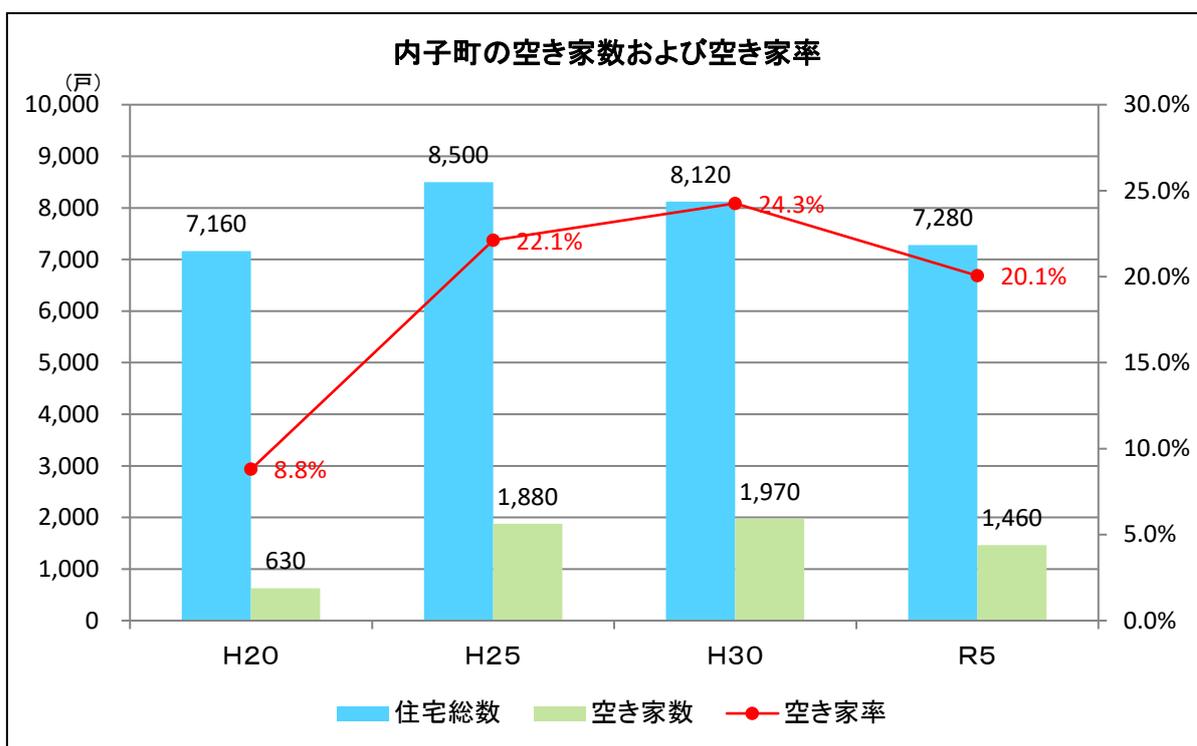


資料：総務省「住宅・土地統計調査」（各年）

## (2) 内子町の空き家の状況

### ① 空き家数と空き家率

令和5年住宅・土地統計調査（確報値）によると、令和5年10月1日現在における町の住宅総数は7,280戸で、空き家数は1,460戸となっている。また、平成30年から令和5年までの5年間で、住宅総数は840戸の減少、空き家数も510戸減少となっている。住宅戸数や空き家の増加がみられる全国や愛媛県とは対照的に、住宅戸数や空き家数・率のすべてが減少傾向となっていることから、地域の人口減少を表していると考えられる。

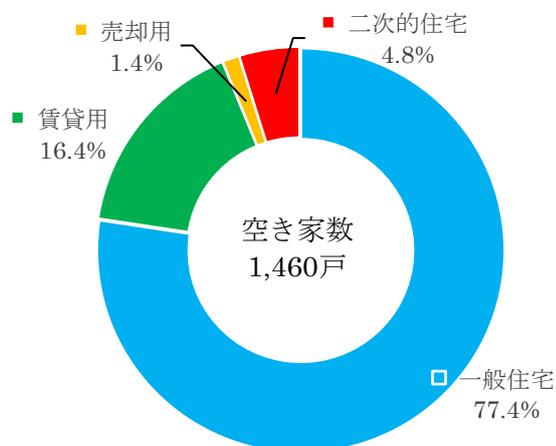


資料：総務省「住宅・土地統計調査」（各年）

### ② 空き家の種類

空き家の種類は、「一般住宅」が1,130戸（77.4%）で最も多く、次いで「賃貸用」が240戸（16.4%）となっている。

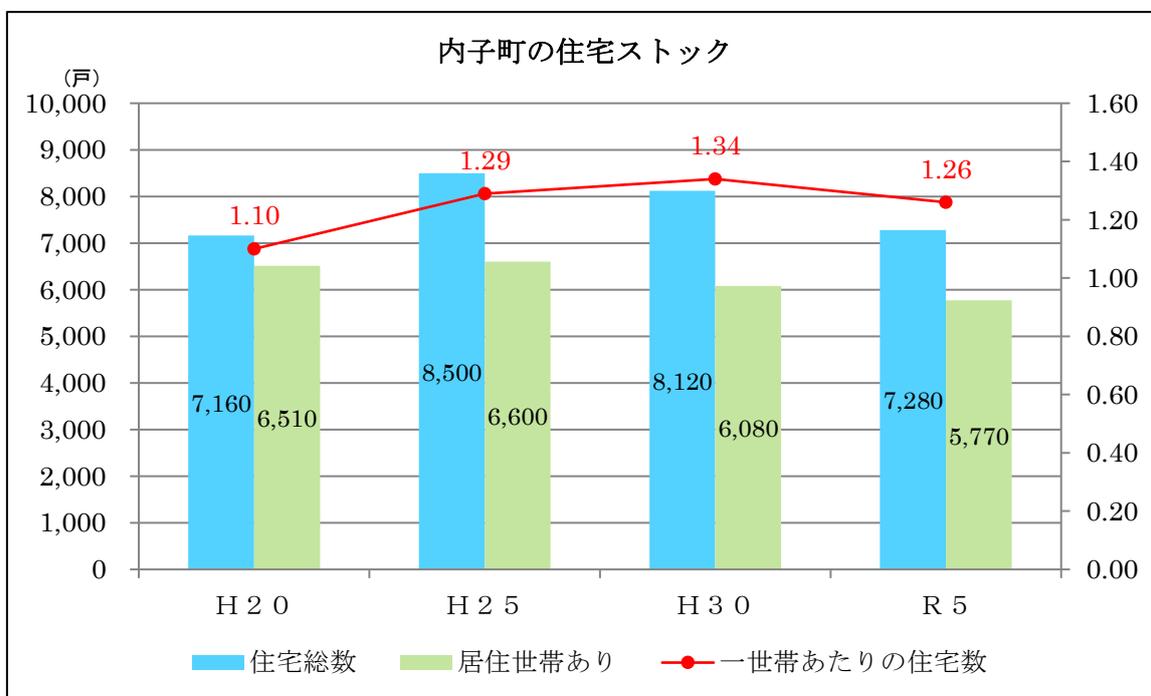
空き家の種類	空き家戸数 (戸)	割合
一般住宅	1,130	77.4%
賃貸用	240	16.4%
売却用	20	1.4%
二次的住宅	70	4.8%
合計	1,460	100.0%



資料：総務省「令和5年 住宅・土地統計調査」

### (3) 内子町の住宅ストック

本町では、住宅総数が世帯数を上回っており、世帯数に対応して住宅ストックも推移していることから、量的な充足がみられる。



資料：総務省「住宅・土地統計調査」(各年)

## 2 空家等実態調査

本町では、空家等対策計画の策定及び空家等に関する施策を実施するための基礎資料として、そして町内全域の空家等の現状を把握することを目的として、令和5年度において空家等の実態調査を行った。

### (1) 調査の内容

前回（平成27年度）に行った空家等実態調査においては、水道閉栓等の情報を基に調査を行ったため、市街地のみの調査となっていた。今回の調査では住宅地図の建物情報及び既存データを基に、内子町全域の空家等を対象とし、外観目視による現地調査を行い、空家等の戸数、建築物の老朽度・危険度のランク（不良度判定）付け、管理状況等の実態について調査を行った。

### (2) 空家等件数・空家率

調査結果は次のとおり。

	建物総数（棟）	空家等件数		空家率
			老朽危険空家数	
内子町	19,372※	1,561	174	8.1%

※建物数は調査事業者の持つ地図データを元としており、住宅・非住宅を問わない。

不良度ごとに整理した結果は次のとおり。

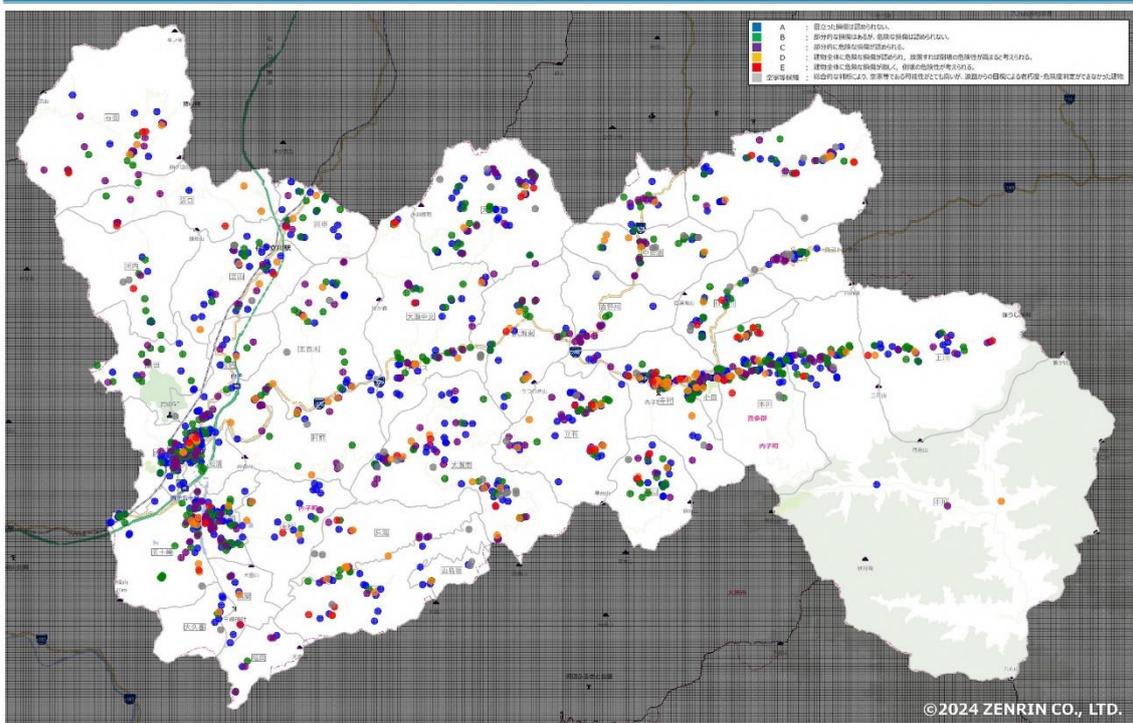
	A	B	C	D	E	空家等候補	計
内子地区	294	186	115	49	18	27	689
五十崎地区	117	66	50	21	9	8	271
小田地区	238	156	103	54	23	27	601
計	649	408	268	124	50	62	1,561

ランク	点数	判定内容
A	0～39点	目立った損傷は認められない
B	40～69点	部分的な損傷はあるが、危険な損傷は認められない。
C	70～99点	部分的に危険な損傷が認められる。
D	100～149点	建物全体に危険な損傷が認められ、 放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる。
E	150点以上	建物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられる。

### (3) 空家等分布図

内子町内の空家等分布状況は下図のとおりであり、市街地中心部に集中しているのが見られる。また幹線道路沿いにも多くの空家等が存在している。

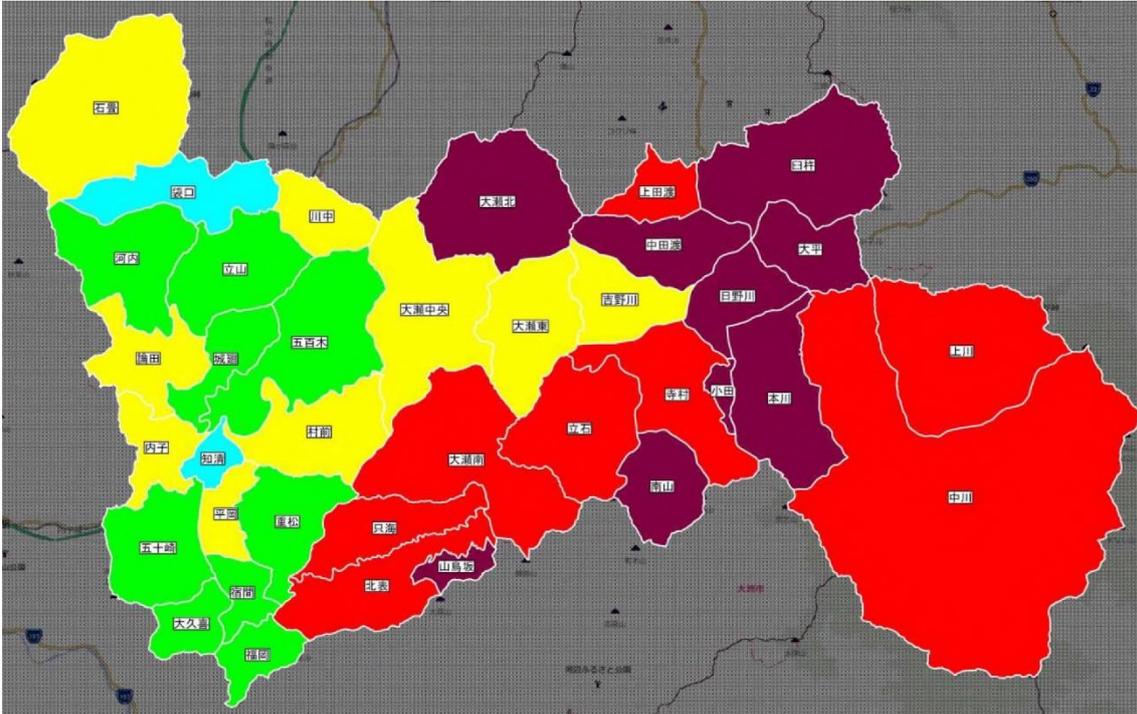
内子町全域分布図



ランク	評価内容	点数
A	目立った損傷は認められない。	0～39点
B	部分的な損傷はあるが、危険な損傷は認められない。	40～69点
C	部分的に危険な損傷が認められる。	70～99点
D	建物全体に危険な損傷が認められ、 放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる。	100～149点
E	建物全体に危険な損傷が激しく、 倒壊の危険性が考えられる。	150点以上
空家候補	空家である可能性が高いが、 道路からの目視による危険度判定ができない建物	—

#### (4) 地区ごとの空家等件数、空家率

旧内子・五十崎・小田町の地区ごとの空家等件数・率は下図のとおりである。市街地での空家等件数が多いものの、相対的に空家率は低くなっている。対して山間部では件数は少ないが空家率が高くなる傾向にある。



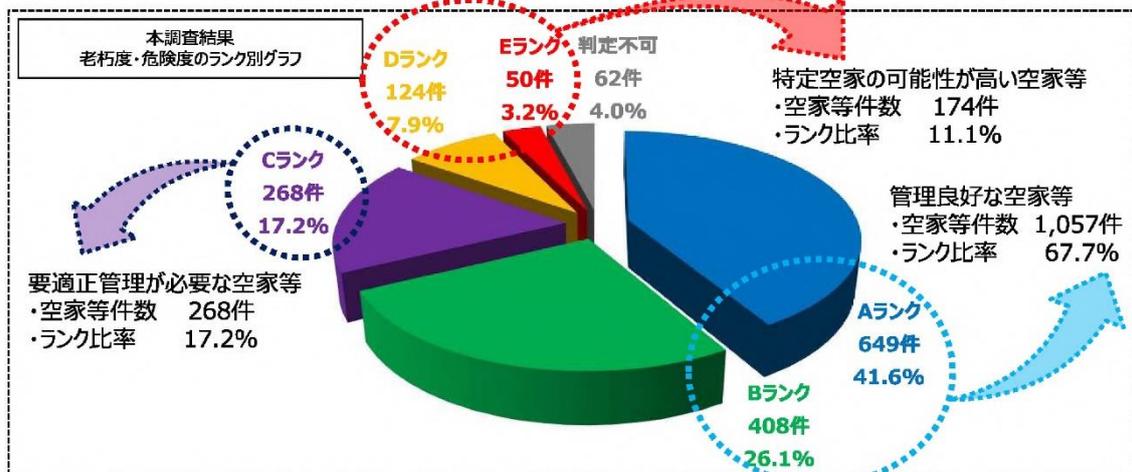
	空家等率：	0.0%	～	3.0%
	空家等率：	3.1%	～	6.0%
	空家等率：	6.1%	～	9.0%
	空家等率：	9.1%	～	12.0%
	空家等率：	12.1%	以上	

内子				五十崎				小田			
大字名	空家等件数	建物数	空家等率	大字名	空家等件数	建物数	空家等率	大字名	空家等件数	建物数	空家等率
五百木	49件	824件	5.9%	五十崎	74件	1,462件	5.1%	白杵	51件	298件	17.1%
石曇	32件	469件	6.8%	大久喜	9件	159件	5.7%	大平	23件	139件	16.5%
川中	31件	411件	7.5%	北表	27件	264件	10.2%	小田	52件	290件	17.9%
河内	14件	244件	5.7%	重松	23件	436件	5.3%	上川	35件	364件	9.6%
城廻	44件	933件	4.7%	宿間	10件	270件	3.7%	上田渡	15件	147件	10.2%
立川	43件	777件	5.5%	只海	22件	243件	9.1%	立石	60件	536件	11.2%
知清	7件	259件	2.7%	平岡	92件	1,405件	6.5%	寺村	89件	756件	11.8%
袋口	11件	382件	2.9%	福岡	8件	169件	4.7%	中川	64件	620件	10.3%
村前	19件	289件	6.6%	山鳥坂	6件	43件	14.0%	中田渡	37件	259件	14.3%
論出	22件	354件	6.2%					日野川	27件	182件	14.8%
大瀬菊	90件	849件	10.6%					本川	94件	693件	13.6%
大瀬東	31件	432件	7.2%					南山	34件	230件	14.8%
大瀬北	73件	553件	13.2%					吉野川	20件	240件	8.3%
大瀬中央	69件	946件	7.3%								
内子	154件	2,445件	6.3%								
合計	689件	10,167件	6.8%	合計	271件	4,451件	6.1%	合計	601件	4,754件	12.6%

### (5) 老朽度・危険度のランク別空家等件数と割合

Aランク、Bランクとなった管理良好な空家等の1,057件は、地域資源として有効な活用が可能と考えられ、D・Eランクとなった174件は除却も視野に入れた対策が考えられる。Cランクの268件は情報提供等を行ったうえで活用の道を模索し、地域の生活環境に影響を及ぼさないよう対策することが必要と考えられる。

### 老朽度・危険度のランク別空家等件数と割合 内子町全体

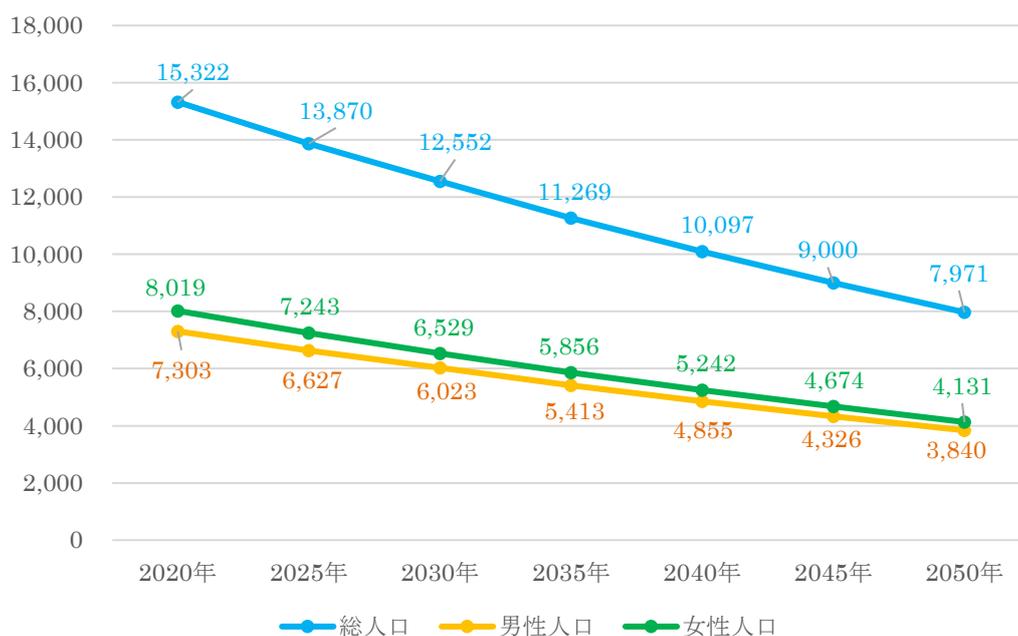


### 3 空き家の増加の背景及び原因について

空き家の増加の要因は様々であるが、一般的には下記に掲げる3つの事項が考えられる。

#### (1) 人口減少・過疎化

本町の総人口は、2020年（令和2年）国勢調査によると15,322人で、前回5年前の調査より1,420人減少している。日本の地区別将来推計人口によると、2050年には8,000人を割り込む推計となっている。



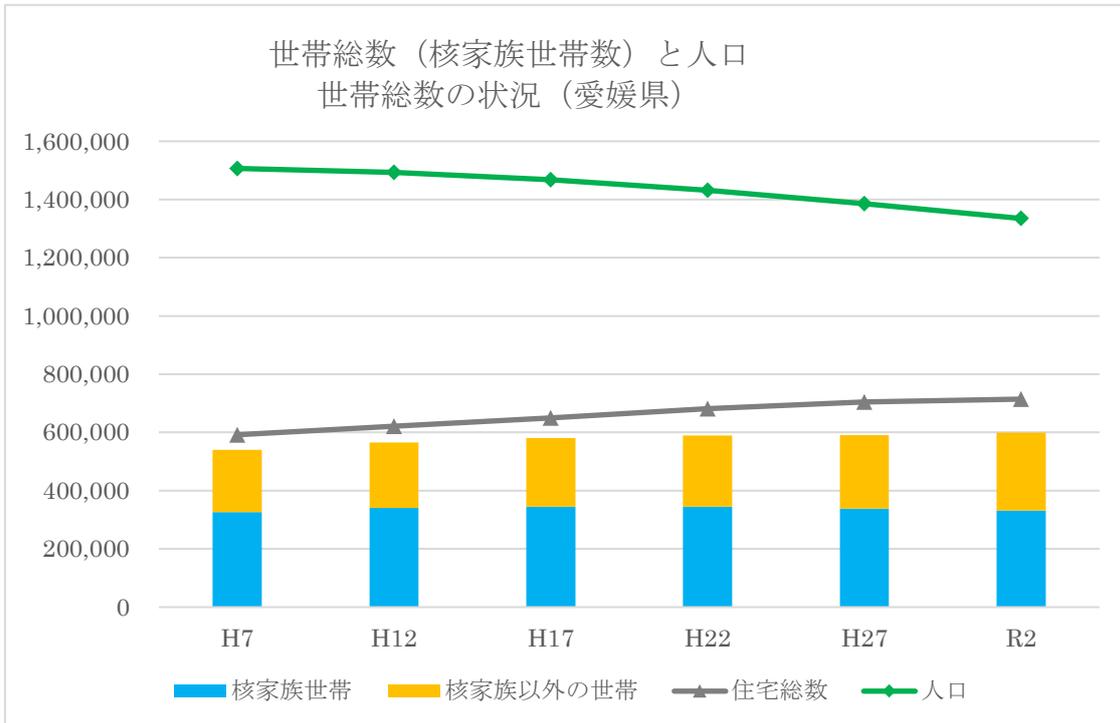
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

#### (2) 核家族化に伴う新規住宅の取得

国勢調査によると、愛媛県の人口は減少している一方、核家族を含め、全体の世帯数は、増加している。

この状況から、核家族化が進んでいることが見て取れ、それぞれの家族（世帯）が新規に住宅を取得する傾向にあると考えられる。国土交通省が実施した「令和元年 空き家実態調査報告書」によると、人が住まなくなった経緯について、①住宅取得の経緯は「相続」が約5割を超え、②最後に住んでいた人は「現在の所有者の親」が約4割、③人が住まなくなった理由は「死亡」が約4割、④人が住まなくなってからの期間は「10年以上」が約6割で、前回調査と比較しすべての割合が最も高くなっている。

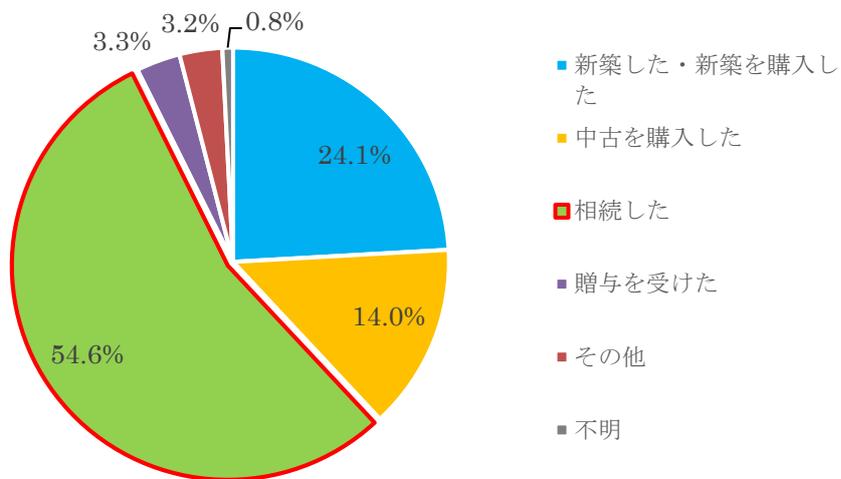
このように、親から独立した子が新規住宅を取得した後、親の死亡などにより子が住宅を相続するものの、当該住宅が活用されないことにより空き家となるというケースが多いと推測される。



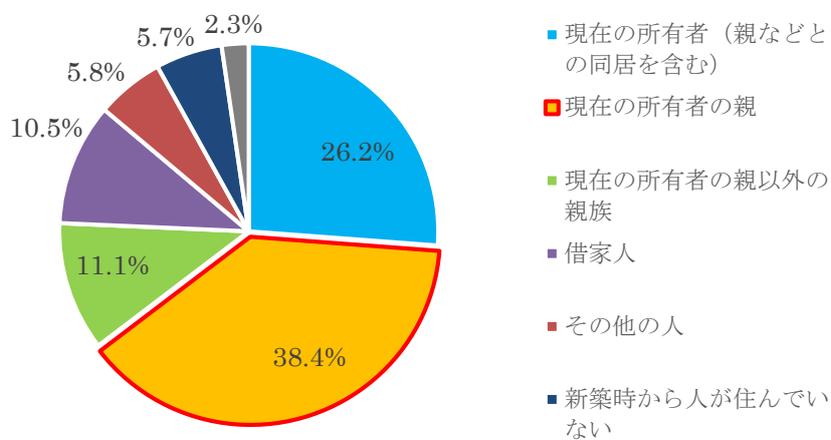
資料：国土交通省「住宅・土地統計調査」（各年）  
総務省「国勢調査」（各年）

## 人が住まなくなった経緯

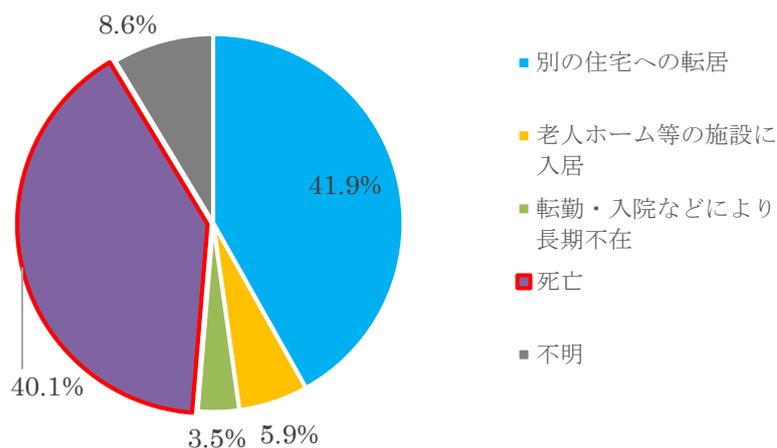
### ①住宅を取得した経緯



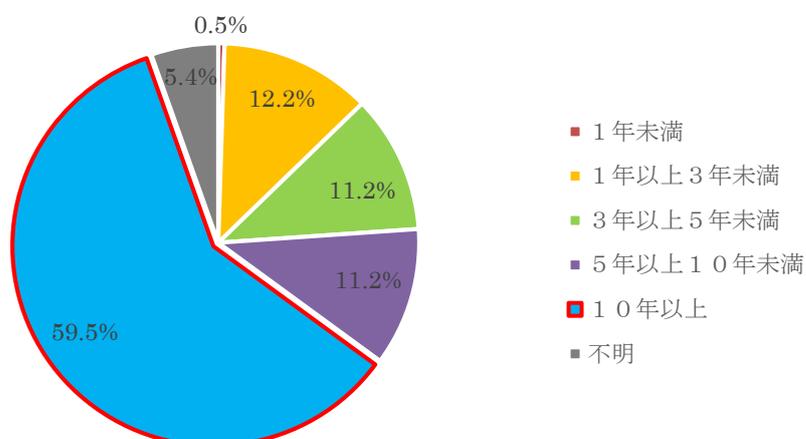
## ②最後に住んでいた人



## ③人が住まなくなった理由



## ④人が住まなくなってからの期間



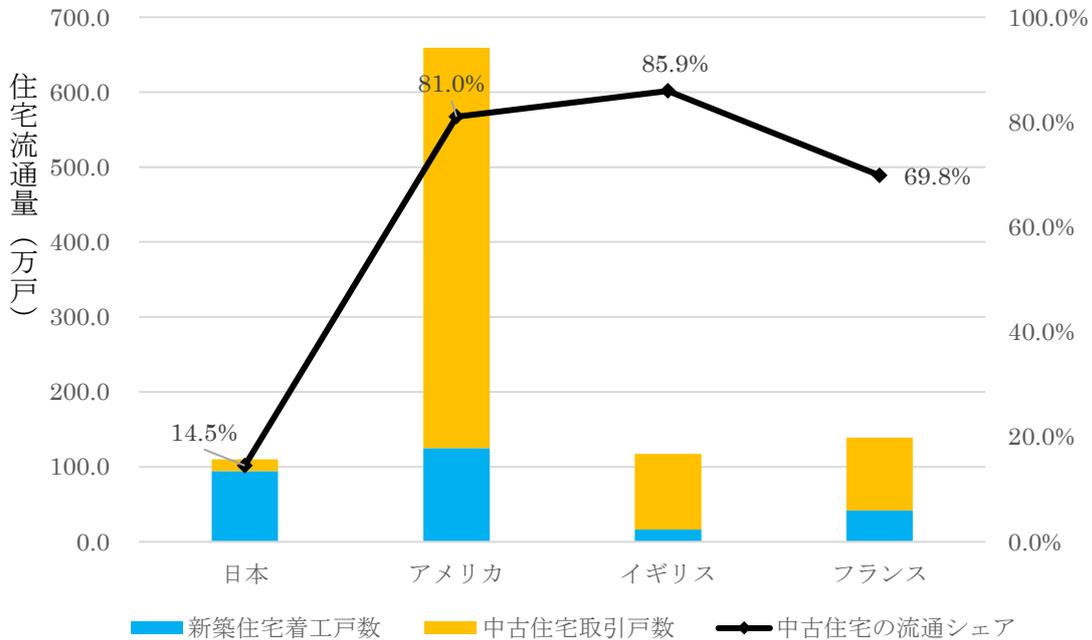
資料：国土交通省「令和元年 空き家実態調査報告書」

### (3) 新築価格の高騰と既存住宅ストック施策への転換

日本の場合、海外と比較して中古住宅の流通シェアが極めて低い水準にある。消費者視点では中古住宅の品質に対する不安、市場では空家等の低廉物件の流通量が少ないことが挙げられる。しかし資材価格・人件費の高騰による住宅建築費の高止まりも影響し、前回調査からは微増の傾向にある。

建物状況調査（インスペクション）や既存住宅売買瑕疵保険の活用、長期優良住宅化リフォーム推進事業の取組により、中古住宅市場が活性化することで、空家等発生抑制につながる施策が必要となる。

全住宅流通量に占める中古住宅の流通シェア



国	年	新築住宅 着工戸数 A	中古住宅 取引戸数 B	全住宅 流通数 C (A+B)	中古住宅の 流通シェア (B/C)	対 日本比
日本	H30	94.2	16.0	110.2	14.5%	—
アメリカ	H30	125.0	534.0	659.0	81.0%	5.6倍
イギリス	H30	16.5	100.8	117.3	85.9%	5.9倍
フランス	H30	41.9	97.0	138.9	69.8%	4.8倍

資料：内閣府「令和6年度 年次経済財政報告」

## 第2章 空家等に関する総合的な対策

---

### 1 空家等に関する対策の基本的方針等について

---

#### (1) 基本理念

下記に掲げる基本理念のもと、空家等に関する施策を進めることとする。なお、本町は、空家等の所有者等、地域住民、関係機関・関係団体等への働きかけや連携の中心的役割を担い、安全・安心、快適で活気ある地域づくりのため、効果的な空家対策を講じていく。

#### ア 空家等の所有者等の責務

個人の財産である空家の管理は、所有者等が自らの責任において適正に管理する責務がある。空家法第5条に規定されているとおり、空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するように努めなければならないものとする。

#### イ 地域住民との協働

地域の空家等の実態把握のみならず、空家等に対する施策の実施にあたっては、最も身近な存在である住民との協力体制の確立が不可欠であることから、町民及び地元自治会との連携を強化する。

#### ウ 関係機関・民間団体との連携

空家等については空家法に限らず、例えば建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法等各法律の目的に沿って適正な運用を図るための措置が必要となる場合も考えられるため、関係機関との連携を強化する。また、空家等に関し所有者等から寄せられる相談については、相続や不動産等の専門的知識を要する場合もあるため、これらの民間団体との協力体制を整備する。

#### エ 定住・移住の促進

定住・移住希望者に対し、きめ細かな移住相談サービスを提供できるよう、県や民間団体等と連携しながら、受入体制や情報発信力の強化を図るとともに、地域住民が主体となった移住の取組みを支援し、空家等を利活用した移住・定住の促進に取り組む。また、空家等を改修して地域の交流施設や諸活動の拠点施設にするなど、大切な地域資源としての活用にも取り組む。

## オ 施策の透明性や空家等の措置に対する公平性の確保

空家等対策計画の策定にあたっては、有識者や地域の代表者によって構成される内子町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）にて協議を行ったうえ、広く町民に対し開示し、透明性を図ると共に情報発信を行うこととする。また、空家法に規定する管理不全空家等及び特定空家等に対する措置にあたっては、協議会を活用し、公平かつ公正な判断を行うものとする。

### (2) 空家等に関する対策の対象とする地区について

空家等に関する施策の対象とする地区は、内子町の全域とする。

### (3) 空家等に関する対策の対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」とする。なお、空家等のうち、「特定空家等」又は「管理不全空家等」と判断された空家等については、地域の安全と快適な生活環境を早期に確保する必要があることから、危険度や緊急度、地域の要望等に応じて優先的に対策を進めていくこととする。

#### 「空家等」（空家法第2条第1項）

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていない状態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 「特定空家等」（空家法第2条第2項）

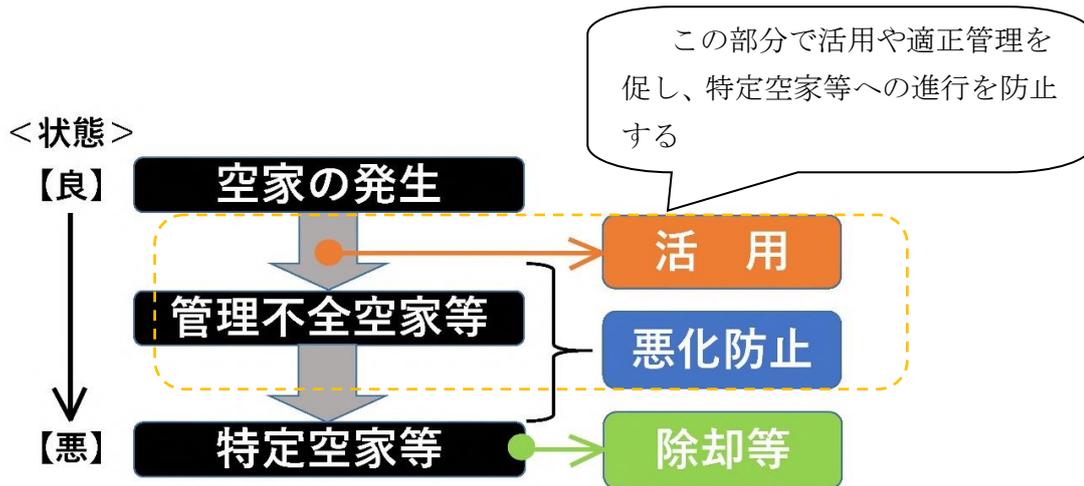
「特定空家等」とは、以下の状態にあると認められる「空家等」をいう。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

#### 「管理不全空家等」（空家法第13条第1項）

「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われないことによりそのまま放置すれば「特定空家等」に該当することとなるおそれがあると認められる「空家等」をいう

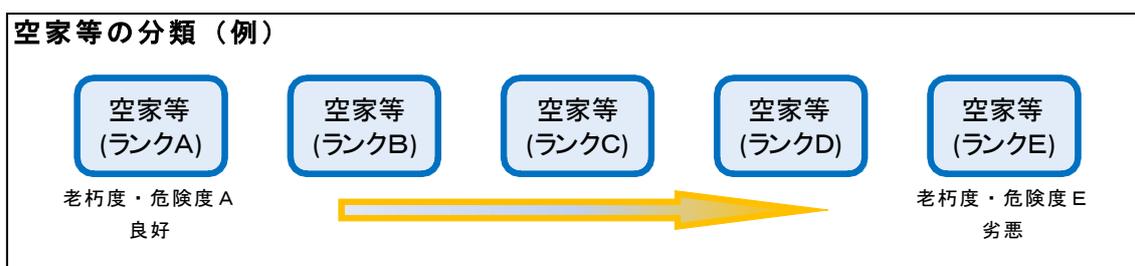
これまで、周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家等」への対応を中心に制度的措置が行われてきた。しかしながら令和5年度の空家法改正により、「特定空家等」になる前の段階で「管理不全空家等」と判断することが可能となった。そのため、所有者等に対し活用や適正管理を促すなどの早い段階での働きかけを行うことで「特定空家等」になることを防ぐことが必要である。



#### (4) 空家等に関する施策の対象等

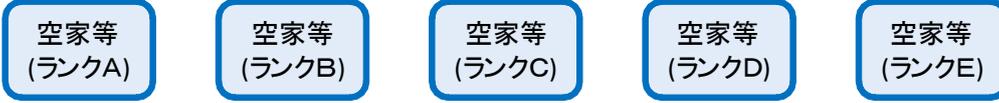
前述のとおり、空家等対策は多岐に渡るが、特に地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性のある空家等は、その老朽度に比例して引き起こされる場合が多いため、各種施策の対象を、老朽度の程度によって分類する。

#### (空家等に関する対策の対象とする空家等のイメージ)



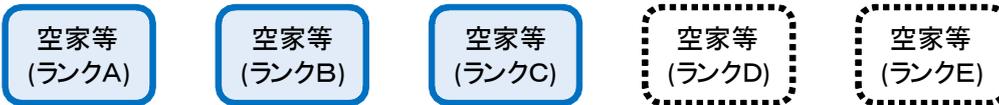
### 空き家の相談

空家等の状態にかかわらず、すべてのものを相談の対象とします。



### 適正管理

引き続き適正管理を行っていく対象については、原則として下記の空家等とします。（ただし、空家等の破損等の状況によってはこの限りではない。）



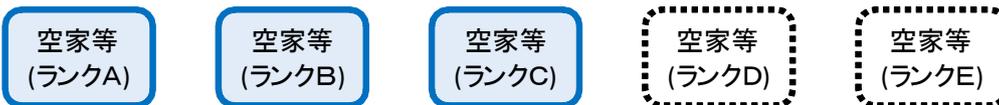
### 除却

除却を検討する空家等については、原則として下記の空家等とします。（ただし、空家等の破損等の状況によってはこの限りではない。）



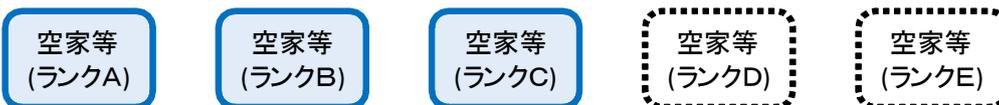
### 利活用

利活用を検討する空家等については、その費用対効果を勘案し、原則として下記の空家等とします。（ただし、空家等の破損等の状況によってはこの限りではない。）



### 発生抑制

管理不十分で放置される空家等の発生を抑制するための空家等については、現に老朽度・危険度ランクが軽度である下記の空家等とします。（ただし、空家等の破損等の状況によってはこの限りではない。）



## 2 空家等の調査について

---

### (1) 空家等の所在等の調査について

下記の手順に従い、調査を行う。

#### [STEP1] 事前調査

これまで住民等から寄せられた空家等による情報や、住宅地図等の既往の資料を活用して、地域の空家等の概略を把握する。

#### [STEP2] 空家等の抽出

空家法第10条第1項の規定により取得した情報等、及び複数年の地図データを活用した情報等により空家等の候補の抽出を行う。

#### [STEP3] 現地調査（外観調査）

住宅地区改良法（昭和35年5月17日法律第84号）に規定する不良度の判定基準等を活用し、外観目視による不良度の調査を行う。また、当該調査により得られた測定結果について、その評点の大小により、下記のA～Eに分類する。

- A：評点0点以上39点以下      B：評点40点以上69点以下  
C：評点70点以上99点以下      D：評点100点以上149点以下  
E：評点150点以上

#### [STEP4] データベースの作成

空家等の所在地、現況、所有者等の氏名等の情報についてリスト化を行い、GIS等を活用して地図上で管理できるデータベースを作成する。

(2) 管理不全空家等及び特定空家等に該当するか否かを判定するための調査について

上記により、D及びEに分類された空家等の内、外観上危険と認められる空家等について、管理不全空家等及び特定空家等に該当するか否かを判定するため、敷地内に立ち入って状況を観察し、又は建築物に触れる等して詳しい状況を調査する必要がある場合は、立入調査を実施することとする。

なお、具体的な当該調査の方法については、第3章にて記載する。

(外観目視による不良度の調査に用いた建築物の不良度判定基準〔抜粋〕)

住宅(鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。)

建築物の不良度判定表

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	評点計
評定区分	評定項目	評定内容	評点	チェック欄 最高評点	
一 構造一般の程度	(一) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	(二) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
二 構造の腐朽又は破損の程度	(一) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	(二) 外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	25	
		ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	(三) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	50	
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25		
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
	三 防火上又は避難上の構造の程度	(一) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの			20		
(二) 屋根		屋根が可燃性材料でふかされているもの	10		
四 排水設備	(一) 雨水	雨樋がないもの	10	10	

備考 一の評定項目につき当該評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	
	点

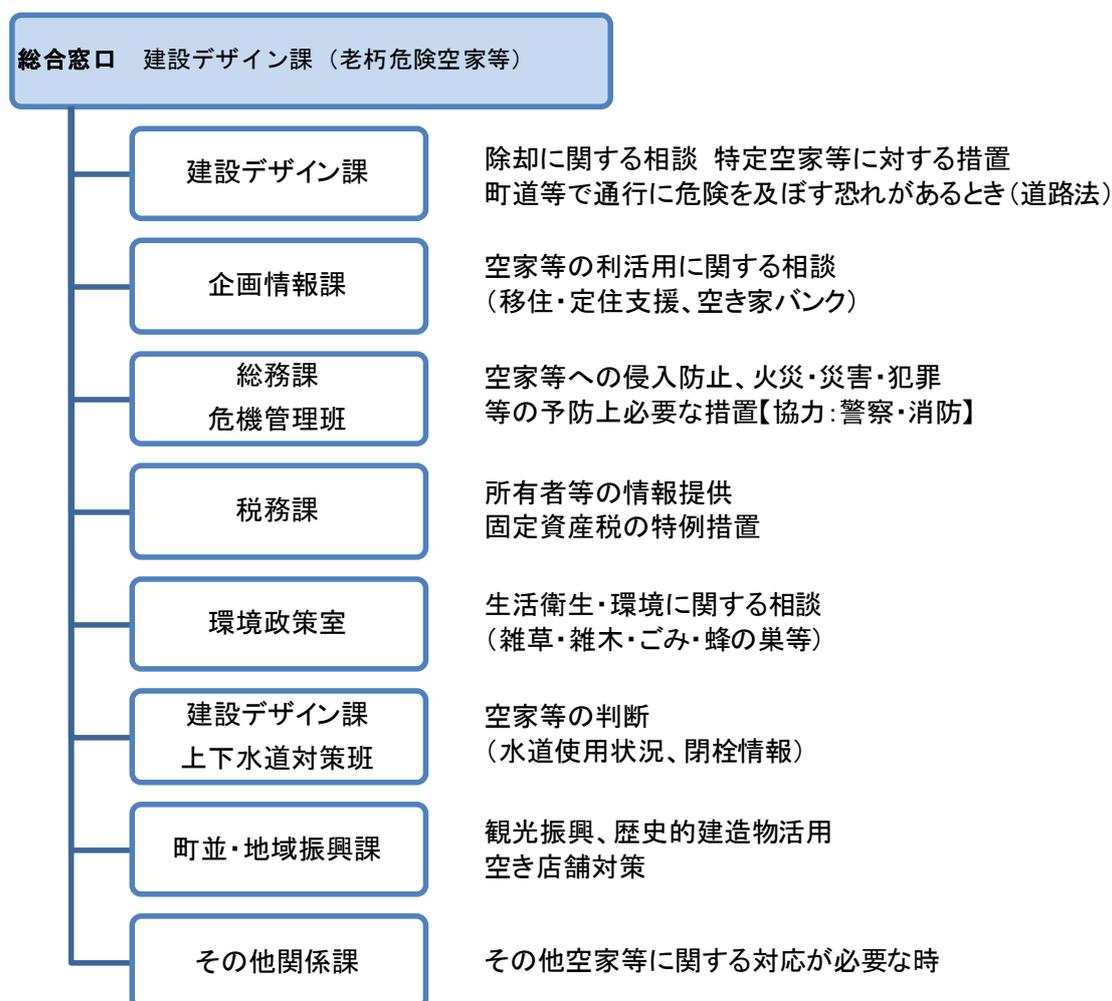
### 3 空家等に関する相談体制等

空家等の所有者等から、適切な管理をどのように行うべきかや、空家等の除却又は利活用に係る各種相談があったときは、下記のとおり相談体制を整備の上情報共有・連携をしながら対応することとする。

#### (1) 庁内の相談体制について

空家等に関する相談が寄せられた場合は、老朽危険空家等利活用以外に関する内容は、建設デザイン課が、利活用に関する内容は、企画情報課が総合窓口となり聞き取りを行う。

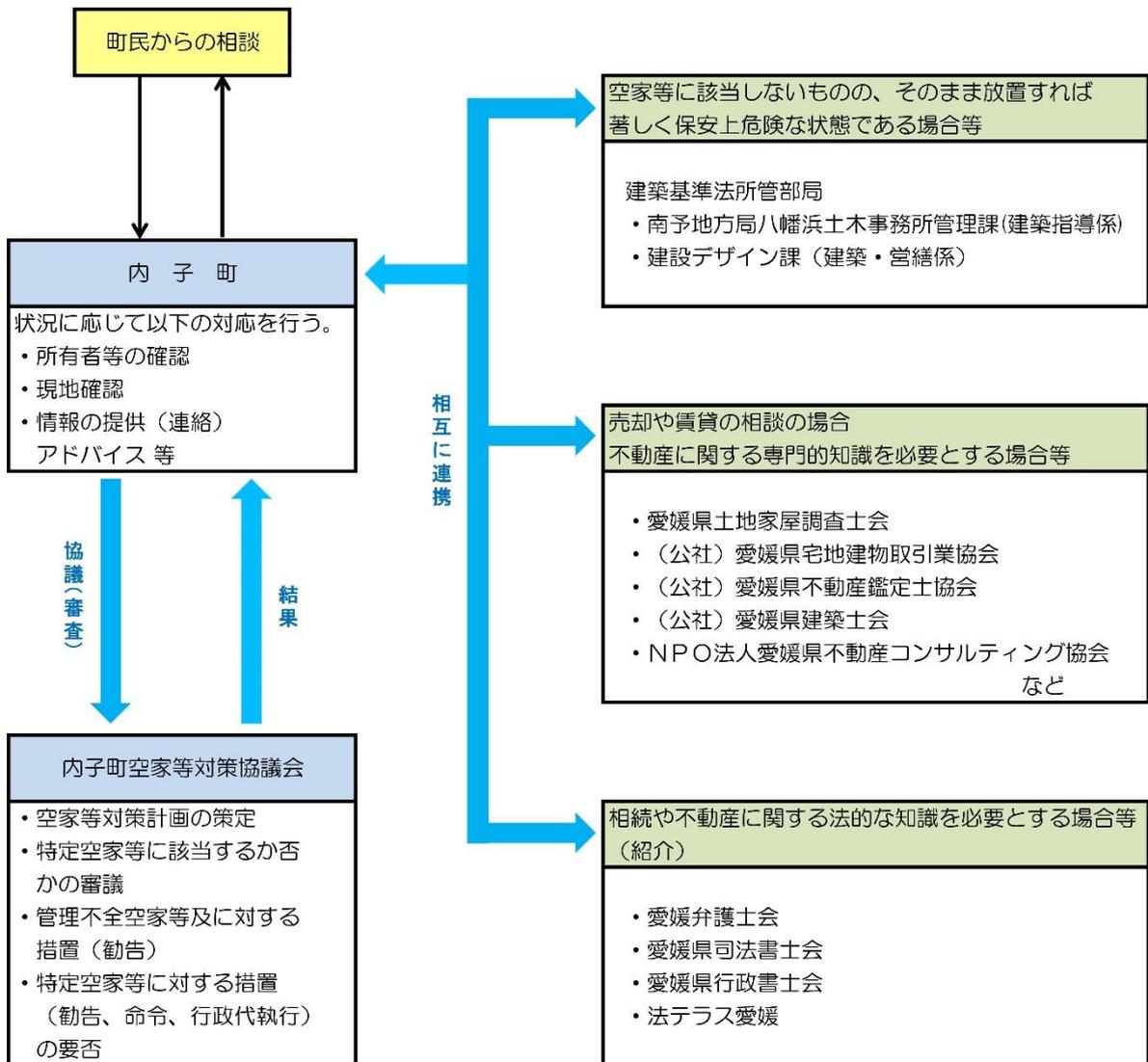
内容について整理した後、当該相談内容を所管する担当課に情報提供をし、迅速な対応を依頼していくこととする。



## (2) 他の機関や外部関係団体との連携

空家等（特にこの内、特定空家等）については空家法に限らず、他法令による措置が必要となる場合も考えられる。特に、関わりが深い建築基準法の所管部局については、それぞれの法の対応区分を下記のとおり定めることとし、相談案件に対する横断的な対応を行うこととする。

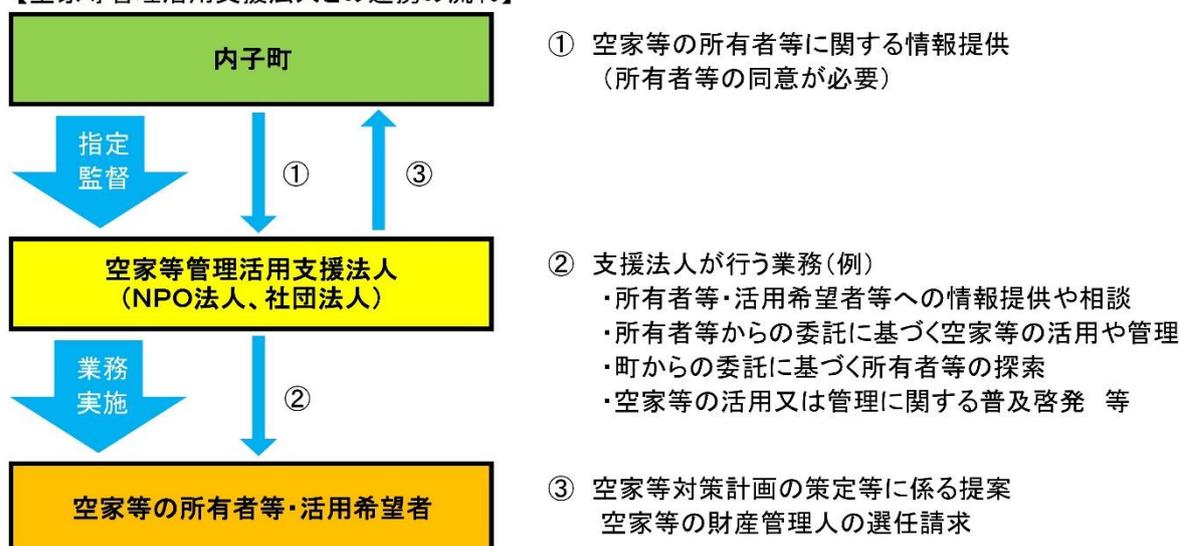
また、管理不全空家等及び特定空家等に関しては、協議会において、特定空家等に該当するか否かや、管理不全空家等及び特定空家等と判断した後の不利益処分等の要否等について審議を行うこととし、公平・公正な判断により措置を行うこととする。



### (3) 空家等管理活用支援法人の指定（空家法第 23 条～第 28 条）

今後も増加する空家等に対して、行政だけで対応するには、人員や専門的知識が不足しており、所有者等への働きかけ等が十分にできない。そのため必要に応じて、空家法第 23 条～第 28 条の規定により、空家等の管理や活用に積極的に取り組む NPO 法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定し、空家等の所有者等の同意のもとに空家等に係る情報提供を行い、所有者等・活用希望者等への情報提供や相談等を実施することにより空家等の維持管理や活用等の促進を図ることとする。

【空家等管理活用支援法人との連携の流れ】



## 第 3 章 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等

### 1 管理不全空家等及び特定空家等と判断するための判定基準

管理不全空家等及び特定空家等の判断については、国が、判断の参考となる基準を示す「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を公表しており、愛媛県では、さらに具体的かつ実践的な基準を示す「県内における『管理不全空家等』・『特定空家等』と判断するための判定基準（案）について」（令和 5 年 12 月）を策定している。

本町では、愛媛県の「県内における『管理不全空家等』・『特定空家等』と判断するための判定基準（案）について」に基づき、管理不全空家等及び特定空家等に該当するか否かを判断することとする。

## 2 管理不全空家等及び特定空家等の判断と措置（内子町空家等対策協議会への諮問）

---

### （1）所有者等への情報提供、助言（事前通知）〔空家法第12条〕

空家等の所有者等は、当該空家等の危険性や周辺に及ぼしている悪影響を認識していない可能性がある。そのため、空家法第13条及び第22条の各項に基づく措置に先立ち、「どの建築物が対象となっているか」や「当該空家等がどのような状態となっているのか」など空家等の状況に関する情報提供を行くこととする。

また、所有者等が自らの意思により必要な措置を講じられるよう、改善のためのアドバイス等に努めることとする。

### （2）管理不全空家等の判断と措置〔空家法第13条〕

所有者等への情報提供、助言を行ったにも関わらず、状態の改善が見られないことにより、そのまま放置すれば、特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等については管理不全空家等として判断し、空家法及び国のガイドライン等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### （3）指導〔空家法第13条第1項〕

管理不全空家等の所有者等に対して、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導を行うこととする。

### （4）勧告〔空家法第13条第2項〕

指導を行っても改善が見られない場合は、指導の内容を講ずるよう勧告を行うこととする。「勧告」の措置を行う場合には、協議会で要否について審議を行う。なお、「勧告」の対象となった管理不全空家等は、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外する。

### （5）特定空家等の判断と措置〔空家法第22条〕

そのまま放置すれば、著しく保安上危険、衛生上有害な状態などにある空家等については、特定空家等として判断し、空家法及び国のガイドライン等に基づき、次の通り措置を講ずるものとする。

#### **(6) 立入調査（詳細調査）〔空家法第9条〕**

空家等の所在等の調査より、「倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い」（老朽度・危険度ランクD・E）と判断された空家等や、地域住民等から苦情のあった空家等を対象に詳細調査を行うこととする。また、空家等所有者に対し、当該空家等に関する事項を報告させることとする。

なお、敷地内に立ち入って状況を観察し、又は建築物に触れるなどして詳しい状況を調査する必要がある場合は、外部関係団体と協力・連携し、空家法に基づき立入調査を行うこととする。この場合、事前に所有者等に通知を行うこととする。

#### **(7) 特定空家等の判断**

立入調査の結果、特定空家等に該当すると考えられるものについて、協議会において意見を聴取することとする。また、併せて、指導等の対象となる措置の範囲や内容について協議を行うこととする。

特定空家等か否かの判断については、協議会の意見を踏まえ、町長が判断する。なお、特定空家等と判断した場合には、その旨を所有者等に通知を行うこととする。

#### **(8) 助言・指導〔空家法第22条第1項〕**

特定空家等の所有者等に対して、除却、修繕、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空家法第22条第1項の規定に基づき、「助言・指導」を実施することとする。

#### **(9) 勧告〔空家法第22条第2項〕**

所有者等への助言又は指導を行ったにも関わらず改善が見られない場合には、相当の猶予期限を設けた上で、空家法第22条第2項の規定に基づき、「勧告」を実施するものとする。なお、「勧告」の措置を行う場合には、協議会で要否について審議を行う。また、「勧告」の対象となった特定空家等は、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外する。

#### **(10) 命令〔空家法第22条第3項〕**

所有者等への勧告を行ったにも関わらず、相当の猶予期限を設けた上で、なお特定空家等の状態が改善されないと認められる場合は、空家法第22条第3項の規定に基づき、所有者等に対し、必要な措置をとることを命令する。「命令」の措置を行う場合には、協議会で要否について審議を行うが、自然災害等や突発的事故等により、緊急に措置を行う必要がある場合には、速やかに必要な措

置を講じ、協議会等には事後報告を行うこととする。

また、空家法に基づき、「命令」の措置を講ずる特定空家等の所有者等に対し、意見書等を提出する機会を与えるため、事前通知書を送付し、公開による意見の聴取を行うこととする。

#### (11) 行政代執行〔空家法第22条第9項〕

所有者等への命令を行ったにも関わらず、相当の猶予期限を設けた上で、なお必要な措置を履行しない場合は、行政代執行法に基づき、町が必要な措置を実施し、その費用については所有者等から徴収することとする。代執行を行う場合も、「命令」の場合と同様に、協議会で要否について審議を行うこととする。

#### (12) 略式代執行〔空家法第22条第10項〕

所有者等が特定できない場合は、「助言・指導」「勧告」「命令」を経ず、略式代執行により町が必要な措置を実施することとする。

#### (13) 緊急代執行〔空家法第22条第11項〕

災害その他非常の場合において、特定空家等が保全上著しく危険な状態にある等、緊急的に対処する必要がある場合で、指導、勧告、命令等の措置をとるとまがない時は、これらの措置を省略して代執行を行うこととする。

#### (14) 所有者等が不明などの場合の対応

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にある特定空家等で、所有者の相続人がいない場合や調査等によっても所有者等の所在が不明な空家等に対し、財産管理制度の活用について検討を行うこととする。

不在者財産管理制度

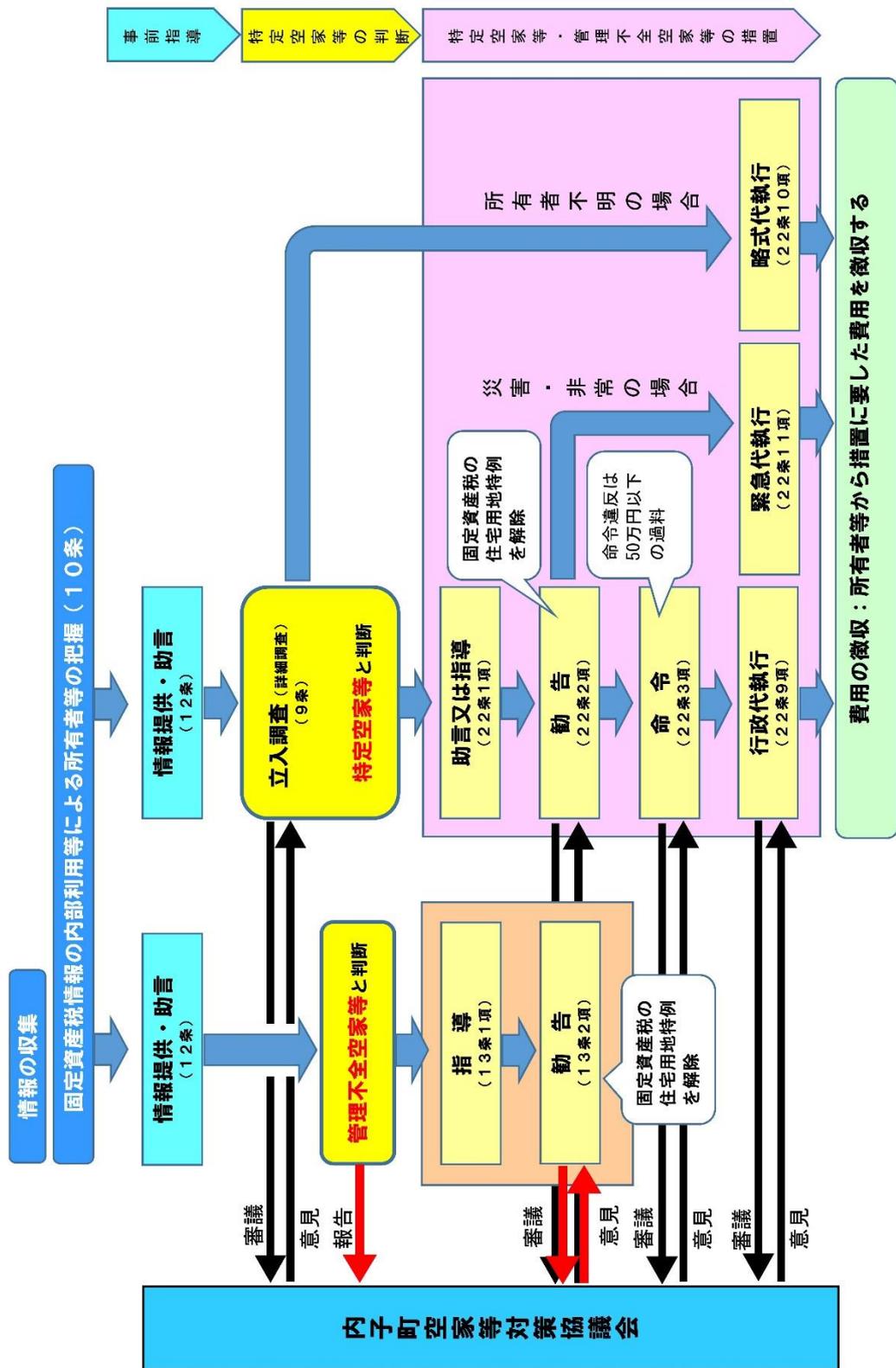
相続財産精算制度

所有者不明土地管理制度

所有者不明建物管理制度

管理不全土地管理制度

管理不全建物管理制度



### 3 空家等の除却補助制度

---

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空家等（管理不全空家等及び特定空家等）については、地域の防災力や公益性を低下させるおそれがあるため、所定の要件を満たすものについては、内子町老朽危険空き家等除却補助事業を活用し、除却を促進することで、地域住民の生命、身体又は財産等の保護に寄与することとする。

#### 内子町老朽危険空き家等除却事業（概要）

補助対象物件	<ul style="list-style-type: none"><li>・内子町内にあること。</li><li>・現に使用されていない空き家住宅であること。</li><li>・不良度判定の結果、基準を満たすこと。（町で定めた基準に基づき、職員が現地調査を行い判定します。）</li><li>・建築物が2戸以上立ち並んでいる道の沿道にあること。</li><li>・空き家が倒壊した場合、沿道へ飛び出すおそれがあること。</li></ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・除却工事に要する費用の10分の8（上限：80万円）</li></ul>

---

## 第4章 適正管理・利活用・発生抑制対策

### 1 所有者等に対する空家等の適正管理等の促進

空家等の適切な管理を行うことの重要性や管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題について、住民に対し広報活動や住民説明会等を実施し、情報発信及び普及啓発を図るものとする。

また、協議会で実施した協議内容について、ホームページで公開する等、空家等への関心を広く惹起し、地域全体でその対処方策を検討・共有できるようにする。

#### 【具体的な取組み】

- 住民に対する意識啓発のための講習会・相談会の実施
- 広報誌を活用した意識啓発記事の掲載
- 固定資産税の納税通知書の送付時に、意識啓発チラシを同封
- 空き家管理代行業者リストの整備・提供

### 2 空家等の活用の促進に関する事項

#### (1) 内子町空き家バンクの充実

内子町では、町内における空き家を有効利用することで、移住・定住促進による地域活性化を図ることを目的に、平成21年度から空き家バンク制度を実施している。町内の空き家等の所有者が賃貸および売却を希望する場合、その物件を内子町空き家バンクへ登録して、ホームページで公開するなど、移住・定住希望者等への情報提供を行っている。

今後は、制度の充実に向けて、空き家所有者への制度の周知・啓発による物件登録の促進や、空き家所有者と移住・定住希望者及び、居住地となる地域とのマッチングの充実を図る。

#### (2) 移住者のための住宅改修支援について

空き家バンク等を通じて賃貸借又は購入した空家等の改修費用及び空家等に残留する家財道具の搬出費用の一部を補助する「内子町移住者住宅改修支援事業」を実施し、移住・定住の促進を図る。

##### ■内子町移住者住宅改修支援事業（概要）

対象住宅	内子町空き家バンク等を通じて賃貸借又は購入した空き家等
補助対象経費	・住宅改修の費用 ・家財道具搬出等の費用

### (3) 空き店舗等の活用について

町内における創業・起業の促進、商工業の維持及び強化並びに空き店舗等の解消を図り、町内商工業の活性化につなげることを目的として、町内で創業・起業、事業拡大または事業承継を行う事業者に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。

※空き店舗等の改修が補助対象となる場合

創業・起業支援事業又は事業拡大支援事業を実施し、町内の空き店舗等を店舗または事務所等として活用する場合に補助対象となる。

■内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業（概要）

補助事業	補助率	補助限度額（下限額）
創業・起業支援事業	1/2	50万円（下限額 10万円） ※次の（１）、（２）のうち、いずれか１つに該当する場合は100万円、いずれにも該当する場合は150万円とする。 （１）町内の空き店舗等を店舗または事務所等として活用すること。 （２）町産品を利活用した事業であること。
事業拡大支援事業	1/2	50万円（下限額 10万円） ※次の（１）、（２）のうち、いずれか１つに該当する場合は100万円、いずれにも該当する場合は150万円とする。 （１）町内の空き店舗等を店舗または事務所等として活用すること。 （２）町産品を利活用した事業を新たに始めること。
事業承継支援事業	10/10	50万円（下限額 10万円） ※事業拡大支援事業と併用可能。この場合、補助限度額は150万円とする。

### (4) 木造住宅耐震診断・改修事業について

昭和56年以前の木造住宅は、現在の建築基準法の耐震基準を満たしておらず、倒壊の可能性が高いと言われている。このため、「内子町木造住宅耐震診断技術者派遣事業」及び「内子町木造住宅耐震改修等事業」を活用し、既存住宅の質の向上に向けた取り組みを推進する。

#### 内子町木造住宅耐震診断技術者派遣事業・耐震改修等事業（概要）

耐震診断	・耐震診断に要する費用（限度額 6万円）
耐震診断技術者派遣	・耐震診断に要する費用のうち、耐震診断技術者の派遣費用を町が全額補助する。

耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修設計に要する費用（限度額 30万円）</li> <li>・改修工事に要する費用（限度額140万円）</li> <li>・工事監理に要する費用（限度額 6万円）</li> <li>・耐風改修に要する費用の 23%（限度額 55.2万円）</li> </ul>
------	--

### （5）空き家の活用について

空き家の地域活用ニーズや多様化する居住ニーズなどに対応するため、増加傾向にある空き家の多様な活用方を検討、実施していくことが必要となる。

そのため、空き家を地域の資源として捉え、地域コミュニティの維持・再生の場として利活用していくことは効果的な空き家対策となることから次のような活用方法等について検討を進めていく。

- 地域活性化に向けた移住定住促進のため、空き家（農地付き空き家を含む。）を『移住・定住を促進するための（賃貸）住宅』として活用
- 子育て世帯の住まいの確保や子育て環境整備のため、空き家を『子育て世帯向けの住宅』『子育て支援施設』等として活用
- 介護等に従事する外国人労働者の住まいの確保のため、空き家を『外国人向けの賃貸住宅』として活用
- 地方創生に向けた商業・観光振興のため、空き家となった古民家等を『宿泊施設』『レストラン』『店舗』『商業施設』等として活用
- 中心市街地の賑わい創出のため、空き家となった公共施設（廃校等）を『シェアオフィス』『カフェ』『商業施設』等として活用
- 二地域居住や新しい働き方の実現のため、空き家を『テレワーク施設』等として活用

### （6）その他

- 中古住宅の流通活性化に関する情報周知
- インスペクション（住宅診断）に関する取組み
- 目的の定まっていない空家の賃貸化促進

### 3 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

---

#### (1) ホームページによる公表

一般住民が計画の内容について容易に知ることができ、かつ、広く本町の取組みを周知することのできるインターネットを有効活用し、本町のホームページで公表することとする。

#### (2) 補助金・融資制度について

##### ア 補助金等の有効活用

地域の住環境の向上に資するものや、地域活性化を図るために必要なもので、所定の要件を満たすものについては、本町が設けている補助金を有効活用し、その管理不十分な空家等の除却や、発生抑制を推進するものとする。

##### 《再掲》

- ・老朽危険空家等除却事業
- ・移住者住宅改修支援事業
- ・木造住宅耐震診断技術者派遣事業・耐震改修等事業
- ・内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業

##### イ 金融機関との連携

空家等の問題に対する地域貢献の観点等から、以下の掲げる県内の主要な金融機関において、空き家解体ローンを取り扱っているため、これらの有効活用を図るものとする。

- ・株式会社 伊予銀行
- ・株式会社 愛媛銀行
- ・愛媛県信用農業協同組合連合会
- ・愛媛信用金庫
- ・四国労働金庫
- ・川之江信用金庫
- ・東予信用金庫
- ・宇和島信用金庫

## 1 空家等対策の推進に関する特別措置法

### ○ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

##### （国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

**(空家等の所有者等の責務)**

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

**(基本指針)**

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
  - 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
  - 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(空家等対策計画)**

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - 二 計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。
- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地
  - 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
  - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
  - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域
  - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
  - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及

- び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなけ

ればならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

- 1 0 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 1 1 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 1 2 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 1 3 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 1 4 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

#### （協議会）

- 第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
  - 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第二章 空家等の調査

##### （立入調査等）

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### **(空家等の所有者等に関する情報の利用等)**

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

#### **(空家等に関するデータベースの整備等)**

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### **第三章 空家等の適切な管理に係る措置**

#### **(所有者等による空家等の適切な管理の促進)**

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

### (空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

### 第四章 空家等の活用に係る措置

#### (空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

#### (空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、

当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

- 2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

### **(空家等の活用の促進についての配慮)**

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

### **(地方住宅供給公社の業務の特例)**

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

### **(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)**

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

### **(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)**

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託

に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

#### 第五章 特定空家等に対する措置

第二十二條 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

#### 第六章 空家等管理活用支援法人

##### (空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

##### (支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。

二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。

三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。

四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。

五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

##### (監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### **(情報の提供等)**

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するとき、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

#### **(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)**

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### **(市町村長への要請)**

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

#### 第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七条

第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

- 2 新法第二十二条第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。
- 3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

#### （政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### （検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 内子町空家等対策計画

内子町 建設デザイン課

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

電話 0893-44-2111 FAX 0893-44-5140

<https://www.town.uchiko.ehime.jp/>

令和7年4月改定